（事業報告書等の提出）

第四十六条　法第六十五条第二項の支援業務に係る事業報告書は、第四十条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に係る各事業年度における実施状況を含むものでなければならない。（新設）

2　支援法人は、法第六十五条第二項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

（区分経理の方法）

第四十七条　支援法人は、法第六十六条各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。（新設）

2　支援法人は、法第六十六条各号に掲げる業務のうち二以上の業務に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

（帳簿）

第四十八条　法第六十七条第一項の支援業務に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。（新設）

一　債務保証業務に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　保証契約等（保証委託契約（支援法人が賃借人である登録住宅入居者（法第二十条第二項に規定する登録住宅入居者をいう。以下このイにおいて同じ。）と締結する契約であって、当該支援法人が当該登録住宅入居者の家賃債務を保証することを当該登録住宅入居者が委託することを内容とするものをいう。次条第一項第一号において同じ。）及び保証契約（支援法人が賃借人である登録住宅入居者の委託を受けて賃貸人と締結する契約であって、当該支援法人が当該登録住宅入居者の家賃債務を保証することを内容とするものをいう。ホにおいて同じ。）をいう。以下この号及び次条第一項第二号において同じ。）の相手方の氏名及び住所

ロ　保証契約等を締結した年月日

ハ　保証契約等の期間

ニ　保証契約等の内容

ホ　保証契約に基づく債務の弁済（ヘ及び次条第一項第三号において「弁済」という。）をした金額及び年月日

ヘ　弁済に係る求償（次条第一項第四号において「求償」という。）をした金額及び年月日

ト　その他保証契約等に関し必要な事項

二　残置物処理等業務に関する事項であって、次に掲げるもの

イ　残置物処理等業務の相手方の氏名及び住所

ロ　残置物処理等業務を行った年月日

ハ　残置物処理等業務の内容

ニ　残置物処理等業務に関する費用の請求その他金銭の授受に係る事項

ホ　その他残置物処理等業務に関し必要な事項